船橋市小規模保育事業の認可に関する審査基準

第１　趣旨

この審査基準は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業にかかる同法第３４条の１５第２項の認可に際して必要な基準について、船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年船橋市条例第３３号。以下「条例」という。）及び同施行規則（平成２６年船橋市規則第７７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、認可等の適正化及び円滑化を図ることを目的とする。

第２　事業者

小規模保育事業を行う者（以下「事業者」という。）が、社会福祉法人又は学校法人である場合は、別表１に掲げる要件を満たすこととし、社会福祉法人及び学校法人以外の者が事業者となる場合は、別表２の要件を満たすこととする。

第３　小規模保育事業を行う事業所の必要性等

１　必要性

小規模保育事業を行う事業所（以下「事業所」という。）については、その位置及び定員が船橋市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に適合することを基本としつつ、個別の地域の需要や周辺施設の待機状況などから、設置の必要性があると市が判断するものであること。

２　定員

小規模保育事業の定員は、事業計画のほか、その位置する地域の就学前児童数、保育所入所待機児童数等を考慮して設定すること。

また、条例、規則及び本審査基準に定める建物、設備及び職員配置に関する基準を遵守の上、年齢別の定員を設定すること。

第４　小規模保育事業に供する土地・建物および施設の設備・構造等

１　土地・建物の貸与

小規模保育事業を行うために直接必要な土地及び建物は、いずれも事業者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であるが、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けて小規模保育事業を行う場合は、別表３に掲げる要件を満たすこと。

２　土地

小規模保育事業を行う土地は、原則として、公道に接道し、当該公道に出ることができる二方向の避難路が確保されていること。また、設置に際し、周辺住民へ十分に説明を行うこと。

３　建物

小規模保育事業に供する建物は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）及び消防法（昭和２３年法律第１８６号）その他関連法令に適合することとし、建築物の用途を保育所とすること。（原則として建築基準法第７条第５項の検査済証の交付を受けていること。）なお、既存建物を改修して小規模保育事業を設置する場合で、小規模保育事業の用途に供する部分の面積が２００㎡に満たない場合は、建築物の用途を保育所に変更することは要しないが、この場合も保育所の用途に適合すること。

また、原則として、昭和５６年６月１日以降に建築確認を受けていること。ただし、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成１８年１月２６日国土交通省告示第１８４号)に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い数値ではない場合（Ｉｓ値が０．６以上又は上部構造評点が１．０以上であることをいう）は、この限りでない。

４　事業所の構造、設備等

事業所の構造、設備等は、建築基準法、消防法等関係法令に定めるところに従うほか、採光、換気等、入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、条例及び規則に定めるもののほか、別表４に定める要件を満たすこと。

第５　職員

１　施設長

事業所の長（以下「施設長」という。）は、児童福祉事業に熱意があり、事業を

適正に運営できる者であることとし、社会福祉法人及び学校法人以外の者が事業者となる場合は、別表２の３の要件を満たすこと。

２　保育士等職員

⑴　小規模保育事業Ａ型

条例第３０条第２項に定める保育士の人数は、常勤の専任の保育士によって満たすことを基本とし、その算定方法は、年齢別にそれぞれ小数点以下第１位まで計算し（小数点以下第２位切捨て）、合算した値の小数点以下第１位を四捨五入して求めた合計数に１を加えた数以上とする。

また、条例附則第７項及び第９項に規定する保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者については、次に掲げるいずれかの要件を満たすこととする。

ア　保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者で、別表６に掲げる要件を満たすこと

イ　家庭的保育者

ウ　子育て支援員研修の地域保育コースのうち地域型保育に分類される研修を修了した者

エ　幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者

⑵　小規模保育事業Ｂ型

条例第３２条第２項に定める保育従事者の人数は、⑴前段に規定する算定方法により算出することとし、その半数以上は保育士とすること。

⑶　小規模保育事業Ｃ型

条例第３５条第１項に規定する家庭的保育者とは、次に掲げるアの要件を満たす者とし、同条第２項に規定する家庭的保育補助者とは、次に掲げるイの要件を満たす者とする。

ア　市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、①保育を行っている乳幼児の保育に専念でき、②法第１８条の５各号及び法第３４条の２０第１項第４号の欠格要件のいずれにも該当しない者、のいずれの要件も満たす者。

イ　市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修

を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するもの。

３　調理員

条例の規定により置く調理員のうち、１名は栄養士を配置するよう努めること。

４　嘱託医

条例の規定により置く嘱託医（保育所における嘱託歯科医の設置について（昭和５８年４月２１日児発第２８４号厚生省児童家庭局長通知）の取扱いに準じ、嘱託歯科医を含む。）との雇用契約は、書面にて行うこと。

第６　運営

１　保育内容

保育の内容及び運営等については、条例及び関係法令に基づくとともに保育所保育指針に準じること。

２　保健衛生

小規模保育事業において調理又は調乳を担当する職員は、定期的な健康診断に加え、月に１回以上の検便を実施すること。また、労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）に定めるところに従い、雇入時の健康診断、雇入れの際又は調理若しくは調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検査結果を確認した上で調理若しくは調乳業務に従事させること。

３　調理業務の委託

調理業務を委託する場合は、保育所における調理業務の委託について（平成１０年２月１８日付け児発第８６号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところに準ずること。

４　保健衛生および食事の提供に関する指導等

保健衛生および食事の提供については、大規模食中毒対策等について（平成９年３月２４日衛食第８５号厚生省生活衛生局長通知）別添の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を参考とし、船橋市保健所等の指導に従い、適切に行うこと。

第７　連携施設

１　連携契約

事業者は条例第７条第１項の規定により、別表７に掲げる事項に係る連携協力

を行う施設（保育所、幼稚園又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）をいう。以下「連携施設」という。）を確保することとし、連携内容を明確にした契約書等を交わすこと。

また、条例第７条第３項の規定により、連携施設以外の者と代替保育の提供に係る連携協力を行う場合にあっても、当該事業者と連携内容を明確にした契約書等を交わすこと。

２　代替保育の提供に係る連携施設の確保の例外

条例第７条第３項第２号に規定する小規模保育事業Ａ型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

⑴　次に掲げるいずれかの事業を行う者であること。

ア　小規模保育事業Ａ型

イ　小規模保育事業Ｂ型

ウ　事業所内保育事業

エ　船橋市認証保育所

⑵　代替保育の提供を受ける事業の類型に応じ、必要となる職員を派遣することができる者であること。

３　卒園児の受入れに係る連携施設の確保の例外

条例第７条第５項に規定する連携協力を行う者として市長が適当と認めるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。

⑴　企業主導型保育事業のうち、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア　原則市内に設置されていること。

イ　地域枠の定員設定があること。

ウ　３歳児から５歳児までの定員を確保しており、小規模保育事業の卒園児が優先的に利用できるような定員設定があること。

エ　直近に実施された指導監査等において文書指摘を受けていないこと（軽微なものを除く。）

オ　「家庭的保育事業等の連携施設の確保及び運用等に関するガイドライン」に沿った取扱いを行うこと。

⑵　船橋市認証保育所のうち、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア　３歳児から５歳児までの定員を確保しており、小規模保育事業の卒園児が優先的に利用できるような定員設定があること。

イ　直近に実施された指導監査等において文書指摘を受けていないこと（軽微なものを除く。）

ウ　「家庭的保育事業等の連携施設の確保及び運用等に関するガイドライン」に沿った取扱いを行うこと。

第８　地域型保育給付費の額の算定に係る基準

事業者は、子ども・子育て支援法（平成２６年法律第６５号。以下「支援法」という。）第２９条第１項に規定する地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として市の確認を受けることから、職員の配置及び運営の内容については、第５及び第６に掲げる要件を満たすほか、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成２７年３月内閣府告示第４９号)において必要とされる要件を満たすこと。

附　則

（施行期日）

１　この審査基準は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この審査基準は、平成２７年１２月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この審査基準は、平成２８年１２月２７日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この審査基準は、平成３０年７月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この審査基準は、令和２年１月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この審査基準は、令和２年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この審査基準は、令和２年１０月１日から施行する。

別表１　社会福祉法人又は学校法人が事業者となる場合の要件

１　法第３４条の１５第３項第４号に掲げられた基準に該当しないこと。 ２　国若しくは地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて小規模保育事業を行う場合は、別表３に掲げる要件（社会福祉法人が設置者となる場合は、１から４に限る。）をすべて満たすこと。 　ただし、既に第１種社会福祉事業（社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条第２項第２号、第３号又は第４号までに掲げるものに限る。）又は第２種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人以外の社会福祉法人については、建物の貸与を受けて小規模保育事業を行うことは認めない。

別表２　社会福祉法人及び学校法人以外の者が事業者となる場合の要件

１　小規模保育事業を経営するために必要な経済的基礎として、次の要件を満たすこと。

⑴　国若しくは地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて小規模保育事業行う場合は、別表３に掲げる要件をすべて満たすこと。

⑵　直近の会計年度において、小規模保育事業を経営する事業以外の事業を含む当該経営主体全体の財務内容について、３年以上連続して損失を計上していないこと。

２　当該小規模保育事業の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

３　実務を担当する幹部職員（施設長又は施設長に相当する者として、常勤で小規模保育事業の運営管理業務に従事する者をいう。以下同じ。）が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること（次の⑴及び⑵のいずれにも該当するか、又は⑶に該当することをいう。）。

⑴　次のいずれかに該当すること。

ア　実務を担当する幹部職員が、保育所等（児童福祉施設、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）において２年以上勤務した経験を有する者であること。

イ　アと同等以上の能力を有すると認められる者であること（保育士資格を有し、かつ、公的機関等の実施する所長研修等を受講した者や、認可外保育施設から移行して認可を受ける場合にあっては、２年以上、当該施設で実務を担当する幹部職員又は保育士として勤務した経験を有する者であること。）。

ウ　経営担当役員に社会福祉事業についての知識及び経験を有する者を含むこと。

⑵　社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。⑶において同じ。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（小規模保育事業の運営に関し、当該小規模保育事業の事業者の相談に応じ、

又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

⑶　経営者に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

４　法第３４条の１５第３項第４号に掲げられた基準に該当しないこと。

５　認可を受けるにあたり、別表５に掲げる条件を遵守できること。

別表３　国若しくは地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて小規模保育事業を行う場合の要件

１　貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると市長が判断する場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。なお、貸与を受ける土地又は建物については、抵当権等の制限物権が付されていないことが望ましいこと。

⑴　建物の賃貸借期間が賃貸借契約において１０年以上とされている場合

⑵　貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

２　賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

３　安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

４　賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

５　上記３とは別に当面の支払いに充てるための資金として２年間の賃借料相当額（公的補助による継続的な賃借料補助を控除した自己負担分相当額とする。以下同じ。）の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。ただし、当該額が、年間事業費の１２分の１を下回る場合は、年間事業費の１２分の１に相当する額の資金を保有していること。（６において同じ。）

６　上記５の資金の額については、次の⑴から⑶の事項等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が可能と市長が認める場合には、１年と半年分の賃借料相当額とする。

⑴　地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ

⑵　当該主体の総合的な財政力の高さ

⑶　これまでの施設の運営・運営実績等過去の安定性の高さ

別表４　事業所の構造、設備等の基準

区　　分	要　　件
１　乳児室又はほふく室 保育室又は遊戯室	⑴　同一の室を区画して設ける場合には、乳幼児の安全に配慮すること。 ⑵　条例第２９条で定める必要面積については、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で確保すること。 ⑶　固定式・大型の家具、床面から１４０㎝未満の高さの吊戸棚等については床面積から控除すること。
２　調乳設備	乳児用の設備として、調乳の設備を調理設備とは別に設けること。
３　沐浴設備	乳児用の設備として、沐浴の設備を設けること。乳幼児用の便所、乳児室又はほふく室内部を区画する等でも可とする。
４　洗濯室	⑴　独立の室である必要はないが、専用のスペースが確保されていることが望ましい。また、当該スペースには児童の侵入防止策を講じること。 ⑵　洗濯機についてはドラム式を避けるなど、安全に配慮したものとすること。
５　乳幼児用便所	⑴　乳幼児の使用が可能な便器及び手洗い場を備えること。 ⑵　受入れ乳幼児数に合わせて便器を設置すること。 ⑶　汚物処理設備を設置することとし、感染症防止の観点から蓋を設けること。
６　医務室	静養できる機能を有し、医薬品等を常備すること。カーテン等で区画できれば、事務室等との兼用でも可とする。
７　事務室	事業所に備え置くべき帳簿の保管及び職員の執務のため、事務室を設置すること。
８　職員・調理員用便所	職員専用の便所を設置すること。場所は乳児用又は幼児用の便所内でも可とするが、大人用の便器を設置すること。ただし、調理員用は、原則として別に設置することとし、ドアノブからの汚染を防止する観点から、便所内に手洗い設備を設置するよう努めるとともに、調理員の動線が他の職員や児童の動線と重複しないよう、配置について考慮すること。
９　調理設備	調理を行うスペースは保育室等と区画し、定員分の給食を供給するために必要な加熱又は保温ができる設備を設置すること。
１０　保存食保管庫	検食用の保存食をマイナス２０度以下で２週間以上保存できる設備を設置すること。

１１　収納スペース	収納スペースが不十分だと安全面及び衛生面において悪影響が出ること並びに収納家具を置くと保育室の有効面積が減少してしまうことから、午睡用布団、遊具、保育用備品等の収納スペースを確保すること。
１２　屋外遊戯場	⑴　事業所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を屋外遊戯場として使用する場合については、次の点に留意すること。 ア　屋外遊戯場に代わるべき公園、広場、寺社境内等については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、事業所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度（幼児の歩行速度で徒歩１０分程度の距離）で、移動に当たって安全が確保されていれば、必ずしも事業所と隣接する必要はないものとする。 イ　当該公園、広場、寺社境内等については、小規模保育事業の関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等小規模保育事業による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。 ウ　当該公園、広場、寺社境内等に原則トイレが設置されていること。 ⑵　屋上を屋外遊戯場として使用しようとする場合については、次の点に配慮すること。 ア　保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。 イ　当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。 ウ　屋上から、地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。 エ　屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。 オ　油その他引火性の強いものを置かないこと。 カ　屋上の周囲には金網等を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳児又は幼児の転落防止に適したものとすること。 キ　警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。 ク　消防機関との連絡を密にし、防災計画等につい

	て指導を受けること。（参考　児童福祉施設最低基準の一部改正について（平成１４年１２月２５日雇用均等・児童家庭局長通知））
１３　送迎者用駐車場及び駐輪場	送迎者用駐車場及び駐輪場については、設置位置及び定員に応じた必要な数を設置するよう努めること。
１４　設備全般に関する安全対策	施設・設備の安全性を確保するために、次の事項に留意すること。 ⑴　保育室等の出入口、児童用便所、ベビーゲートなど、児童が通常出入りする戸、扉等に、必要に応じて指つめ防止を施すこと。 ⑵　保育所の出入口は施錠を行い、必要に応じモニタやオートロックを設置するなどして、不審者の侵入防止や児童の飛出し防止に努めること。 ⑶　保育室や児童用便所等の児童が通常立ち入る部分にあるガラス、照明器具（ダウンライトを含む）、プロジェクターや鏡等について、落下防止策や飛散防止策を講じること。また、棚、ロッカー等の備品、棚上のもの、吊戸棚については転倒防止策や落下防止策を講じること。 ⑷　ガラスを用いた窓や扉等については、柵等の設置やシールを貼るなどして、児童の衝突防止を図ること。 ⑸　保育室や児童用便所等の児童が通常立ち入る部分にある柱、建具、棚や突起物等について、児童の怪我を防止するため、面取り等を施し安全性に配慮すること。 ⑹　コンセントについては、児童の手の届かない場所（高さ）への設置や、カバーやシャッター付きのものにすることなどにより、安全性に配慮すること。 ⑺　保育室や児童用便所等の児童が通常立ち入るスペースについて、死角が生じないようにするなど、設計上及び設備上配慮すること。 ⑻　保育室等、階段、廊下、便所、ベランダ、園庭、屋上等で児童が転落や落下する危険性がある場所について、柵を設ける等、児童の転落・落下防止を図ること。 ⑼　園庭に設置する遊具や設備については、児童の

	安全に配慮したものとすること。 ⑽　児童が通常出入りしない事務室、倉庫、収納スペース等の場所については、児童が誤って立ち入ることのないよう、手の届かない位置に鍵を設置する等の対応をとること。 ⑾　人権への配慮や防犯等の観点から、道路に面している窓ガラスに目隠し用のフィルムを貼付する等、外部から保育所が容易に覗けないよう対応を図ること。

別表５　社会福祉法人及び学校法人以外の者に対する認可の際の条件

１　条例の基準を維持するために、事業者に対して必要な報告を求めた場合には、速やかに応じること。

２　船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年船橋市条例第３２号）第５０条により準用された同条例第３３条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、小規模保育事業を経営する事業に係る区分を設けること。

３　企業会計の基準による会計処理を行っている者は、２に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び別紙１の借入金明細書、及び別紙２の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

４　毎会計年度終了後３か月以内に、次に掲げる書類に、小規模保育事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。

⑴　前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書などの会計に関し市が必要と認める書類。

⑵　企業会計の基準による会計処理を行っている者は、小規模保育事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙１の借入金明細、別紙２の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

別表６　保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者の要件

次の各号に掲げる施設において、常勤で１年以上従事した者又は非常勤で、１日６時間、月２０日以上の従事に相当する勤務経験（通算１４４０時間以上の勤務をいう。）を有する者とする。

⑴　保育所

⑵　認定こども園

⑶　幼稚園

⑷　小規模保育事業

⑸　事業所内保育事業

⑹　船橋市認証保育所

⑺　認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。）

別表７　連携協力事項について

１　保育内容の支援について

集団保育の体験機会の提供のほか、具体的な連携内容の例として次に掲げる内容等が想定されるが、当該提供する保育の内容等を踏まえ、連携施設からの必要な支援内容を設定すること。

⑴　給食に関する支援

⑵　嘱託医について

⑶　園庭の開放

⑷　合同保育

２　代替保育の提供について

小規模保育事業所の職員の病気、休暇、研修等により保育を提供することが出来ない場合に、必要に応じて代わって保育を提供すること。

３　卒園後の受け入れ先の設定について

卒園後の確実な受け入れ先があることにより、保護者の安心、ひいては事業の安定性の確保につながることから、当該受け入れ先としての確保をすること。

別紙１

借入金明細書（短期運営資金借入金を除く）

自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

（単位：円）

区分	借入先	区分	期首残高①	当期借入金②	当期償還額③	差引期末残高④＝①＋②－③（うち１年以内償還予定額）	元金償還補助金	利率％	支払利息		返済期限	使途	担保資産		
									当期支出額	利息補助金収入			種類	地番または内容	帳簿価額
設備資金借入金						（　　）									
						（　　）									
						（　　）									
						（　　）									
						（　　）									
	計					（　　）									
長期運営資金借入金						（　　）									
						（　　）									
						（　　）									
						（　　）									
						（　　）									
	計					（　　）									
合計						（　　）									

別紙２

基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日

区分

資産の種類及び名称	期首帳簿価額（A）		当期増加額（B）		当期減価償却額（C）		当期減少額（D）		期末帳簿価額（E＝A＋B－C－D）		減価償却累計額（F）		期末取得原価（G＝E＋F）		摘要
		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額	
基本財産（有形固定資産）															
土地															
建物															
基本財産合計															
その他の固定資産（有形固定資産）															
土地															
建物															
車輌運搬費															
○○○															
その他の固定資産（有形固定資産）計															
将来入金予定の償還補助金の額															
差引															